

## 第18回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年11月24日(水) 午前10時05分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

### 3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 業務報告について  
日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について  
日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について  
日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について  
日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について  
日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について  
日程第 9 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 10 報告第 3号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について  
日程第 11 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

- 4 出席委員
- | 農業委員        | 推進委員  |
|-------------|-------|
| 1番委員 駿河 信一  | 佐藤 桂  |
| 2番委員 太田 豊   | 桑原 和男 |
| 3番委員 新田 義修  |       |
| 4番委員 佐藤 恵一郎 |       |
| 5番委員 武田 美紀  |       |
| 6番委員 高橋 敏彦  |       |
| 7番委員 吉清水 秀明 |       |
| 8番委員 大森 泰英  |       |
| 9番委員 齊藤 新一  |       |

### 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
〃	主 査	高橋 昂希
〃	主 任	武田 裕雅

開会時刻 令和3年11月24日（水） 午前10時05分

議長 只今の出席農業委員は9名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、4番佐藤恵一郎委員と5番武田美紀委員を指名します。  
書記には、事務局の高橋主査と武田主任を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第18回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和3年10月27日から令和3年11月24日までを報告させていただきます。資料は2ページをご覧ください。

（第17回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、補足説明させていただきます。議案書は6ページをご覧ください。

整理番号1番は、親子間での権利の設定となっております。借受人は、数年前から親の農地を使用し農業を行っており、今回、認定新規就農者の申請を行うタイミングで権利の設定を行ったものでございます。借受者は、2016年から1年間岩手町の農業法人に勤めていたことがあり、その経験を活かし親の農地で農業を行っており、既に産直にも出荷しておるようでした。認定新規就農者として認定された後は、

農業次世代人材投資資金を活用し、将来的には地域の中核となる農業経営を目指すとのことです。

整理番号2番は、売買の案件となっております。農地所有者は遠方に住んでおり、自己所有の空き家と農地を売買したいと考えておりました。一方、譲受人は娘夫婦がいる盛岡近辺への移住を検討しており、移住後も農業を引き続き行いたいと考えておりました。本件につきましては、空き家の相談をしていた不動産会社をきっかけとして売買に至ったものでございます。譲受人は一戸町で長年農業を行っており、特に20年以上前から当市に研究農場を持つ野菜や種、苗等の育成販売会社から依頼された作物の栽培を行ってきておりました。今回所有権を受ける農地においても引き続き同社から依頼される作物を作付けする予定となっております。必要な農作業機械などは同社から借りており、収穫したものは全て同社が買い上げるとのことでした。同居予定の娘夫婦も作付けや収穫の手伝いを行う予定であるため、労働力に問題はないものと思われまます。現在一戸町に所有している家、農地については、売り渡す手続きを行っているようで、農地については地元の酪農家に売り渡す予定となっているようでございます。

以上より、整理番号1番及び2番の案件については、議案書7ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、佐藤桂推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を吉清水農業委員にお願いします。

吉清水農業委員 農業委員の吉清水です。それでは、私の方から整理番号1番及び2番について、11月16日に佐藤推進委員と桑原推進委員と現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

整理番号1番及び2番の現地は、全体として広く農地として活用されていることが確認でき、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。

以上で議案第1号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

武田主任 それでは、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は3件です。議案書は12ページから18ページをご覧ください。

始めに、整理番号1番は、隣接地にあり借人が運営する大沢保育園では職員駐車場として現在賃借している土地について本年度末までに返還する必要が生じたことから、利便及び現状に見合った駐車台数等が確保可能で代替となる駐車場の確保及び整備が早急に必要となったため、賃貸借による転用の申し出となっております。転用面積は250平方メートルとなっており、乗用車12台分の駐車場を設置する計画となっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、転用面積が既存施設の面積2,086.03平方メートルの2分の1以内の面積であることから、農地転用目的の不許可の例外規定における既存施設の拡張に該当するものと見られております。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところでございます。

次に、整理番号2番は、貸人の長女夫婦である借人が、貸人の家を継ぐ弟と協力し、営農の支援を行うとともに祖母である貸人の母と貸人夫婦の老後の手伝いを行うことを目的に実家に隣接して個人住宅を建築して移り住むため、使用賃借による転用の申し出となります。転用面積は521平方メートルとなっており、内訳は居宅が134.15平方メートル、通路、庭及び駐車場が386.85平方メートルとなっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、周辺は市道に沿って南北方向に宅地が連なっているため、農地転用目的の不許可の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。また、資金計画は金融機関からの融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融資予約証明及び残高証明により事業の確実性について確認しているところでございます。なお、本案件は本年5月の総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となります。

最後に、整理番号3番は、隣接地にある借人の盛岡事業所は大半が自家用車で通勤するようになったことから駐車場が不足しており、また、分散して賃借により設置している既設駐車場の一部に返還の必要が生じたことから、近接地において現在必要とする台数分の駐車場を集約して設置し、従業員の負担緩和と経営の効率化等を図るため賃貸借による転用の申し出であり、追認許可をしようとするものであります。転用面積は990平方メートルとなっており、乗用車35台分の駐車

場を設置する計画となっております。申請地は特定土地改良事業施行区域内の農地であることから第1種農地と判断されると考えられますが、転用面積が既存施設面積1,986.12平方メートルの2分の1以内の面積であることから、農地転用目的の不許可の例外規定における既存施設の拡張に該当するものと見られます。申請人からは農地転用に関する認識が欠如していたとして、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されており、その内容から深く反省していること、また、本年4月に申請地を相続した貸人は判明後直ちに必要な対応について借人と共に市及び市農業委員会に対して相談を行う等、是正の意思を示したことを確認しております。資金計画ですが追認案件のため、既に事業完了済みとなっております。以上により、事前に申請されていれば許可相当の意見となったものと推察されるものであります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長 本案件の現地調査報告を吉清水農業委員にお願いします。なお、整理番号2番につきましては、第12回総会の議案第5号で報告済みですので省略します。

吉清水農業委員 吉清水です。引き続き、私の方から議案第2号のうち整理番号1番及び3番について現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、大沢保育園の道路を挟んで西側に隣接したところにあります。周囲の状況は、東側は道路を挟み宅地で大沢保育園の敷地、西側及び南側は農地、北側は水路及び道路を挟み宅地となっていました。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

整理番号3番の申請地の位置は、鶴飼小学校より東へ約120メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び北側は水路を挟み宅地、西側は農地、南側は水路及び道路を挟み宅地となっていました。また、現地は事務局説明のとおり既に駐車場として利用されている状況でしたが、周辺農地などへの影響は確認されませんでした。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

大森農業委員 8番大森です。この議案書にある農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書の中のことですが、4の農地転用許可基準からみた意見と理由というところの(1)農地の区分のところ、第1種農地というところに適当とまず印が付いているのですけれども、どれもそうですけれども、この委員会で許可になって初めて適当というところに印が付くのではないかと思うのですけれども、その辺、この文書の作り方というのは、どうなのでしょう。

武田主任           私共の方では、許可申請に係る意見書ということで事前に書類を許可基準に基づき審査をしていく訳ですが、その中で審査にあたってこの部分に該当するのではないだろうかということで、丸という表現が良いのか、該当のところに囲みをしているというものでございます。これを見ていただきますと、全ての適当、不適当に囲みをしている訳ではございませんので、こちらの方で分かる分、これは書類を見て判断するにあたり、(1)の農地の区分であれば第1種農地であるとか、例外規定のどの条文に該当しているということで適当であるとかということで囲みを付けさせていただいているものでございます。

もし、これに対して別なご意見等がございましたならば、それについては今回のこの総会の場において意見としてお出しただけであればと考えております。

議長               よろしいですか。

大森農業委員       4月の総会でもそうだったのですけれども、一応適当という書類がきちんと出てしまうと、我々意見があって許可できない場合は、どういう風な形になるのか。その辺、この適当という、まあその他に關しての適当は案外良いのかもしれませんけれども、第1種農地に關しての許可はどうなのかということで質問いたしました。

武田主任           私共事務局として農地転用を担当する者にとりまして、農地区分を含めた、一般基準と立地基準というものがございすけれども、一般基準につきましては融資などの、いわゆる事業の確実性ということで資金調達はどうなっているかということが一番の重要項目でございす。続いて立地基準につきましても重要事項でありまして、農地区分は甲種、1種、2種、3種ということになるのですけれども、その農地区分をこちらの方である程度、書類もしくは現地から読ませていただきまして、そのどれに該当するのか、農地区分はこれで、1種農地であれば不許可の例外規定のどの部分に該当するのかということとを事前に調べて委員の皆様にお示ししているというところでございす。

以上のことから、先程のご質問でもお答えしましたが、適当、不適当ということとを事前に私共で囲みを付けたとしても、いや1種農地の不許可の例外規定の中のこの部分に該当しているということで適当ということになっていすけれども、これについては異議がございすという申し出がございましたならば、ご意見として承らせていただきたいというように考えております。

議長               大森委員、ご理解よろしいでしょうか。  
ほかに質疑ございすか。

議長               無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長

日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号126番及び整理番号20番、66番、145番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号126番は、私、齊藤が、整理番号20番、66番、145番は、4番佐藤委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号126番を審議し、次に整理番号20番、66番、145番を審議し、次に1番から156番の内、20番、66番、126番、145番を除き一括審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので、最初に整理番号126番を審議し、次に整理番号20番、66番、145番を審議し、次に1番から156番の内、20番、66番、126番、145番を除き一括審議することとします。

議長

暫時、休憩します。

(10時36分休憩)

(10時48分再開)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長

本案件の整理番号126番につきまして、議長を大森会長職務代理者と交代します。それでは退席いたします。よろしくお願いいたします。

(9番齊藤新一委員退席)

議長

それでは、会長と交代して一時私が議長を務めさせていただきます。

それでは、議案第3号、整理番号126番を審議します。

事務局より説明させます。

高橋主査

一括方式の整理番号126番については、機構を通じて自分の農地を自分が借り受ける案件となっております。

以上、整理番号126番は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは、私の方から整理番号126番について、ご報告申し上げます。

整理番号126番の農地は、広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、整理番号126番の現地調査報告を終わります。

議長 これより審議に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ審議を終了して採決に入ります。

議案第3号、整理番号126番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。

よって議案第3号、整理番号126番は、原案のとおり決定いたしました。

9番齊藤新一委員の入場を許可いたします。

(9番齊藤新一委員入場)

議長 9番齊藤委員にお伝えします。議案第3号、整理番号126番につきましては、挙手全員で決定いたしました。

議長 ここで議長を交代いたします。ありがとうございました。

議長 続きまして、整理番号20番、66番、145番を審議します。議事参与の制限があります。4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 一括方式の整理番号20番、66番、145番について補足説明いたします。



整理番号20番、66番は今回の事業を機に新規に借り受ける案件となっております。整理番号145番は、機構を通じて自分の農地を自分が借り受ける案件となっております。

以上、本件についても、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは、私の方から整理番号20番、66番、145番について、ご報告申し上げます。

整理番号20番、66番、145番の農地は、広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、整理番号20番、66番、145番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、整理番号20番、66番、145番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第3号、整理番号20番、66番、145番について、原案のとおり決定いたしました。

4番佐藤委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長 佐藤委員にお伝えします。議案第3号、整理番号20番、66番、145番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長 続きまして、次に整理番号1番から156番の内、20番、66番、126番、145番を除き一括審議します。

なお、本案件の整理番号11番、13番、21番、63番、146番につきましては、現地調査報告のため出席しております佐藤桂推進委

員に関わる案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しませんので、退席の必要はありません。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。審議しやすいように退席を希望いたします。

議長 本人からの申し出がありましたので、佐藤推進委員の退席を許可します。

(佐藤桂推進委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 補足説明させていただきます。

整理番号1番から148番、利用権設定の整理番号151番から155番の案件については、篠木地域集積協力金事業に関連する案件となっております。

整理番号149番、150番につきましては、所有権移転の案件となっております。整理番号149番は、農地中間管理事業の特例事業による所有権の移転の案件となっており、今回は農地所有者から農地中間管理機構への所有権移転でございます。整理番号150番は、長年耕作していた農地を今回買い受ける案件となっております。

次に、整理番号156番につきまして、こちらは地域の推進委員が調整を図り成約した案件となっております。

整理番号151番から155番までの案件につきましては、篠木地域集積協力金事業への参加者が篠木地域以外に所有している農地を機構に貸し付ける案件となっております。こうすることにより、経営転換協力金の対象となる見込みです。この中には既に内々で借受者が決まっている農地もありますので、詳細な条件が整い次第、来月以降の総会におきまして、機構から借受予定者への権利の設定を行う案件が上程される見込みでございます。また、受け手が未定の農地につきましては、地域の推進委員や農地コーディネーターと協力し、受け手を探すこととなります。また、経営転換協力金の対象者の中で受け手が既に決まっている農地については、集積一括方式で貸し付けることとなっております。

なお、整理番号149番、151番から155番につきましては、機構への利用権の設定のため、本案件に関しては調査書の添付をしておりません。

以上、議案第3号、整理番号1番から156番の内、20番、66番、126番、145番を除く各案件は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は桑原推進委員にお願いします。なお、整理番

号149番につきましては、第17回総会の議案第3号で報告済みですので省略します。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは、私の方から整理番号20番、66番、126番、145番及び149番以外について、ご報告申し上げます。  
整理番号20番、66番、126番、145番及び149番以外の農地は、広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
以上で、整理番号20番、66番、126番、145番及び149番以外の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号、整理番号1番から156番の内、20番、66番、126番、145番を除いたものについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって議案第3号、整理番号1番から156番の内、20番、66番、126番、145番を除いたものについて、原案のとおり決定いたしました。  
佐藤推進委員の入場を許可します。

(佐藤桂推進委員入場)

議長 佐藤推進委員にお伝えします。議案のとおり全て決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

武田主任 それでは、議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は4件です。議案書は20ページから25ページをご覧くださいと思います。  
整理番号1番から4番は、航空写真等により調査したところ、農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判

断しますと、証明することに問題ないものと考えられます。

なお、整理番号1番は、本総会の議案第2号の整理番号2番において農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご審議いただいた農地の隣接地となっていることを申し添えいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長 本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤でございます。それでは、私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、岩手県交通滝沢営業所より北東へ約190メートルのところにあります。周囲の状況は、東側は農地ですが本総会の議案第2号整理番号2番で農地法第5条により宅地への転用が計画されており、西側は水路、南側は農地、北側は雑種地で宅地への進入路になっており、現地は土地改良区の水路と生垣に挟まれ、地下には浄化槽からの放水管が埋設された、傾斜のある原野のような状況になっておりました。以上につきまして調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号2番の申請地の位置は、盛岡西警察署大釜駐在所の国道46号線を挟み南側に隣接したところにあります。周囲の状況は、東側及び西側は宅地、南側の地目は墓地ですが申請地と同じく宅内通路、北側は道路として国道46号線になっており、現地はアスファルト舗装され、国道や市道と住宅を繋ぐ通路の一部になっておりました。以上につきまして調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

次に、整理番号3番の申請地の位置は、篠木小学校より北へ約280メートルのところにあります。周囲の状況は、東側は農地、西側は水路を挟み農地、南側は水路を挟み墓地、北側は宅地になっており、現地は植栽などが配置され、隣接する住宅の庭の一部になっておりました。以上につきまして調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

最後に、整理番号4番の申請地の位置は、滝沢南中学校より南へ約60メートルのところにあります。周囲の状況は、東側及び北側は宅地、西側は水路を挟み農地、南側は道路を挟み宅地になっており、現地は間知ブロックで擁壁が組まれた上に植栽などが配置され、隣接する住宅の庭の一部になっておりました。以上につきまして調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を

求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第10、報告第3号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書26ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第18回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年11月24日 午前11時12分

議 長

---

会議録署名人 4 番委員

---

会議録署名人 5 番委員

---

これは原本である。

令和3年11月24日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一